

第4期武藏野市農業振興基本計画の策定について（中間報告）

令和8（2026）年3月末をもって計画期間の満了を迎える農業振興基本計画の次期計画の策定状況等について、下記のとおり現況を報告します。

記

1 武藏野市農業振興基本計画の概要

武藏野市農業振興基本計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農業基本構想として、①平成11（1999）年度から平成20（2008）年度（実際には平成18（2006）年度）まで、②平成18（2006）年度から平成27（2015）年度までを計画期間として策定してまいりました。現行計画は、③平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間が計画期間であり、令和8（2026）年3月に期間満了を迎えることから、今年度策定事業を実施しています。

2 これまでの経過

令和7年6月以降、武藏野市農業振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を5回にわたり開催し、市内農業に関する課題の共有や向かうべき方向性等を協議するとともに以下の取組を行いました。

- ・アンケート調査（インターネット回答【新規】を併用）

実施日 令和7年7月9日（水）～7月31日（木）に実施

対象 無作為抽出の市民1,500人 農業者86世帯（全世帯）

回答結果 市民向け 回答数536（回答率35.7%）

農業者向け 回答数59（回答率68.6%）

- ・農業者との意見交換会【新規】

実施日 令和7年8月19日（火）午後3時から5時まで

参加者 農業者・農業委員会委員13名 市職員4名

主な議題 農地貸借・担い手・学校給食・ブランド化等について

3 計画案及びその概要 計画案は別添冊子のとおり

（1）基本理念

市民とともに価値を創造し、持続可能な農業を次の世代へ
～人と人とのつなぎ、伝統をつなぐ武藏野市農業～

（2）市内農業が抱える課題解決のための具体的施策

基本方針1 貴重な市内農地と農業を守る

裏面あり

ア 生産緑地（特定生産緑地）及び宅地化農地の保全と生産緑地地区指定の推進

イ 都市農地貸借円滑化法を活用した貸借の推進

ウ 担い手の確保及び担い手同士の連携推進

エ 農地の多面的機能の発揮

基本方針2 市民が愛する農業の推進

オ 食農教育の推進／学校給食における活用の支援

カ 市内農業の歴史及び文化の継承

キ 農業体験機会の提供／消費者との交流の推進

ク 地産地消（市産市消）及び直売の推進／環境保全型農業の推進

ケ 情報発信の充実

基本方針3 持続発展的な農業経営の推進と新たな価値の創造

コ 高付加価値化の推進

サ 生産性の向上及び省力化に対する支援

シ 気候変動に対応した農業経営の支援／鳥獣害被害への対策

ス 安定した農業経営確立の支援／認定農業者等の認定及び支援

セ 多様な販路の確保及び他産業との連携の推進

4 パブリックコメント手続の実施

(1) 実施期間

令和7年12月9日（火）から令和8年1月5日（月）まで

(2) 意見提出方法 意見提出フォーム・電子メール・FAX・郵送

(3) 計画案の閲覧・配布方法

市公式ホームページ上の閲覧に加え、以下の窓口にて冊子を配布します。

市役所産業振興課・市政資料コーナー、各市政センター、各図書館、武藏野プレイス、ふるさと歴史館、JA東京むさし武藏野支店

5 今後の予定（上記4を除く。）

(1) 武藏野市農業委員会及び東京むさし農業協同組合への意見照会

令和7年12月9日（火）から令和8年1月5日（月）まで

(2) 策定委員会（第6回） 令和8年1月14日（水）

(3) 策定委員会（第7回／予備日） 令和8年2月10日（火）予定

(4) 答申 令和8年2月16日（月）予定

(5) 東京都知事協議・同意の申請 令和8年2月中旬～下旬

(6) 計画策定の告示 令和8年3月